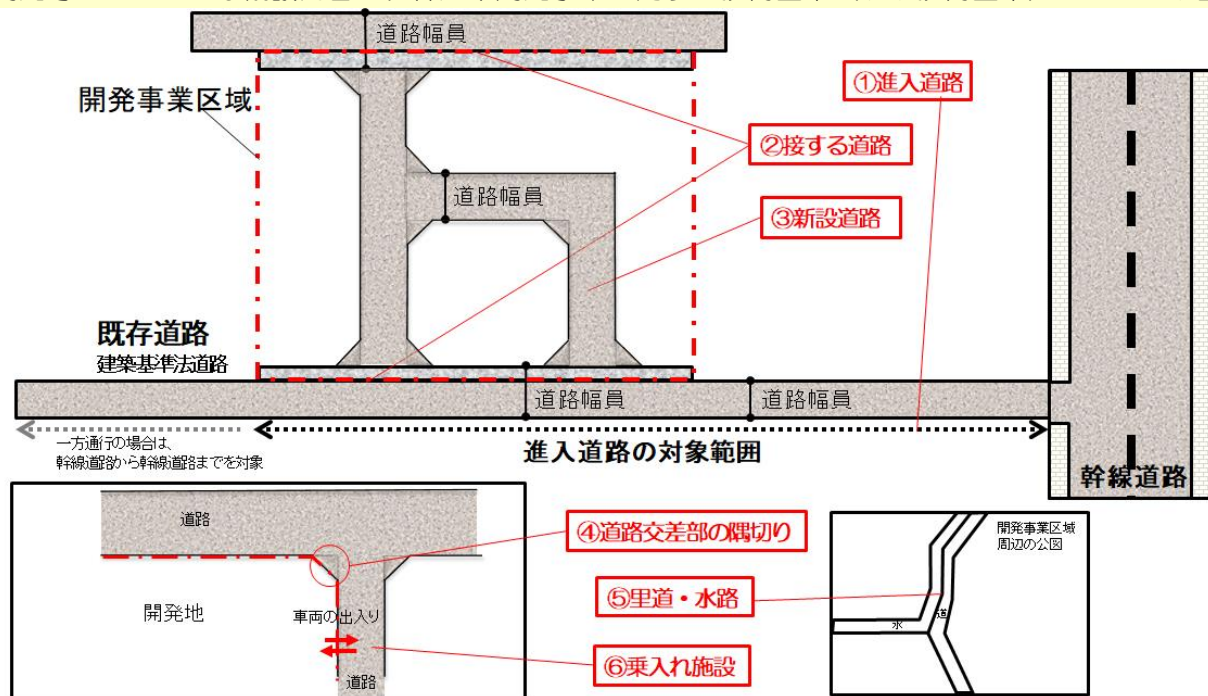


# 開発等における事前相談・主な協議内容（道路）

## 事前相談

※開発等の申請における事前相談のため、道路要件の判定が必要な場合は、事前審査申出書等の申請手続きをしてください。

開発等における主な協議内容は、神戸市開発事業に関する技術基準（以下技術基準）における下図①～⑥



図一 1 道路基準説明図

事前相談前に、技術基準や現地道路状況の確認・調査を！

などがあります。まずは、**開発等に該当するか、都市局都市計画課へご確認ください。**

開発等に該当のうえ、道路に関する相談が必要である場合は、**表一1**に示す資料をご持参及び**電話等でご予約**のうえ道路計画課までご相談ください。

連絡先：神戸市建設局道路計画課指導担当 ☎直通 078 (595) 6416・6409 (FAX)  
 (参考 TEL) 都市計画課 595-6707・6711、984-0385 道路管理課 595-6385 河川課 595-6372  
(市街化区域 相談係・推進係) (市街化調整区域)

表一1 事前相談における調査資料

資料	確認事項	取得先
1 位置図（白地図）	周辺状況	神戸市 情報マップ (まちづくり)
2 認定路線網図	公道の位置	
3 道路台帳平面図	公道の幅員	
4 建築基準法上道路情報	進入道路の経路	法務局
5 公図の写し	里道・水路	
6 公道（里道）や水路の用地境界に関する資料	審査にかかる道路等の状況や位置・幅員（計画地及びその体側地や進入道路）	換地図・・・都市局用地活用推進課 境界明示図・・・建設局道路管理課、河川課 開発登録簿・・・都市局都市計画課
7 現地写真	接する道路や進入道路の幅員や、周辺の道路状況	現地調査（幅員の実測含む）を行ってください
8 土地利用計画図	建物の配置、車両乗入位置	—



※その他必要に応じて別途資料の提出を求めることがあります。

## 主な協議内容

道路に関する総則、用語、種別等については、技術基準第3, 4, 5条をご参照ください。

技術基準第9, 10, 11, 12条については、都市計画課へご相談ください。

### ① 進入道路（技術基準第6, 7条※3, 4, 5条も参照）

- ・幹線道路（歩車道が分離されたセンターラインのある幅員 9.5 m以上の道路）から開発事業地に至る既存道路を「進入道路」といいます。進入道路が私道の場合、都市局都市計画課へご相談ください。
- ・進入道路として必要な幅員は**表一2**のとおりとなり、**不足する場合は道路拡幅が必要となります。**

#### 注意点

- ・進入道路は、建築基準法上の道路である必要があります。
- ・一方通行の場合は、進入道路は「幹線道路から進入し、開発事業地を経由して、次の幹線道路に退出するまで」となります。
- ・進入道路に止り止め等車両の通行の支障となる物件がある場合は、除去する必要があります。

表一-2 進入道路基準

(1) 相互通行の場合

用途	住宅以外	住宅	特定	特定	必要となる道路の幅員	標準断面
	戸数	開発面積	一種	二種		
開発規模	49戸以下	1,000㎡未満			有効幅員が4.0m以上	
	50戸以上99戸以下	1,000㎡以上1ha未満	5ha未満		幅員が6.0m以上、かつ、有効幅員が5.0m以上	
	100戸以上	1ha以上	5ha以上		歩車道が分離され、かつ、幅員が9.5m以上	

(2) 一方通行の場合

用途	住宅以外	住宅	特定	特定	必要となる道路の幅員	標準断面
	戸数	開発面積	一種	二種		
開発規模	49戸以下	1,000㎡未満			幅員が4.0m以上、かつ、有効幅員が3.0m以上	
	50戸以上99戸以下	1,000㎡以上1ha未満	5ha未満		【両側に歩道がある場合】幅員が6.0m以上、かつ、有効幅員が3.0m以上 【片側に歩道がある場合、又は歩道がない場合】幅員が6.0m以上、かつ、有効幅員が4.0m以上	
	100戸以上	1ha以上	5ha以上		歩車道が分離され、かつ、幅員が8.5m以上、かつ、有効幅員が5.5m以上	

※区画整理事業等の完了区域における進入道路の幅員は、戸数99戸以下（1ha未満）までは、戸数49戸以下（1,000㎡未満）の基準を準用することができます。  
 ※ワンルームタイプの進入道路対象戸数は、計画戸数を2.6で除した数となります。

② 接する道路（技術基準第7条）

- 開発事業地に接している道路を「接する道路」といいます。
- 接する道路が6m（4m）未満の場合、**拡幅が必要となります。**
- 拡幅に必要な幅員は、**中心後退3m（2m）以上です。**ただし、道路の対側地において、1m以上の水路や河川その他の公共公益的施設・がけ地・池・鉄道・高架道路等がある場合、又は、既に開発における道路の後退済みの場合は**一方後退6m（4m）となります。**

注意点

- 左記の（ ）内は、接する道路が行き止まり道路又は小区間の道路で将来にわたり車両の通行量がほとんど無いと予想される場合、又は区画整理事業等の完了区域の場合の数値となります。
- 接する道路の後退は、道路法に基づく道路（公道）のみを対象としています。
- 接する道路が進入道路にも該当する場合、両方の要件を満足する必要があります。

③ 新設道路（技術基準第8, 9条）

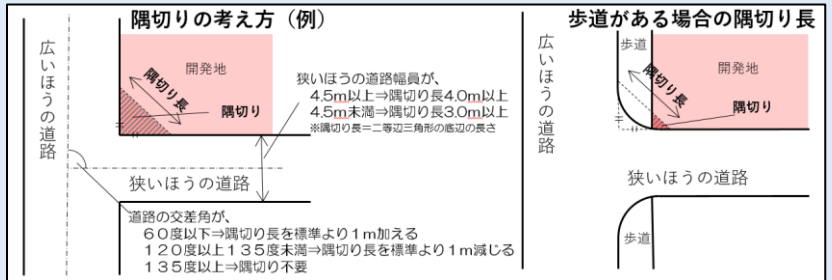
- 開発事業地内に新たに設置する道路を「新設道路」といいます。
- 新設道路には主に
  - 開発事業者等によって維持・管理する「承認道路」（私道）
  - 道路法に基づく道路とし、神戸市に帰属する「帰属道路」（公道）があります。
- 「承認道路」か「帰属道路」どちらになるのか、または道路線形などについて、開発の技術基準等をご理解のうえ、建設局道路管理課および道路計画課にご相談ください。

注意点

- 行き止まり道路（袋状道路）など、主に開発地の出入のみに利用される道路は、「承認道路」となります。
- 袋状道路には、転回広場が必要となる場合があります。（技術基準第16条）
- 「帰属道路」に、民有物（コンクリート擁壁等）は残置できません。

④ 道路交差部の隅切り（技術基準第15条）

- 視距等の確保のため角地の土地の角を切り取って道路状にしたものを隅切りといえます。（右図参照）
- 開発地が角地である場合、**道路幅員に応じた隅切りを設ける必要があります。**



⑤ 里道・水路（技術基準第7, 76条等）

- 開発事業地内またはその周辺に里道・水路がある場合、廃止・付け替えまたは拡幅が必要となる場合があります。詳しくは、建設局道路管理課および道路計画課もしくは河川課にご相談ください。

⑥ 乗入れ施設（技術基準第18条）

- 開発等において、車両が車庫等の道路外の施設又は場所に入出する場合は、**歩道部分からの乗入れが無いよう**に計画するものとしています。また、乗入れ施設については、**乗入れ施設設置基準（神戸市建設局）**に基づき、
  - 乗入れ施設の**設置数**（原則1か所）
  - 設置位置**（設置不可となる場所あり）
  - 乗入れ幅**（乗入車両の種類による）
 を**交通安全、道路管理等の観点から、特に支障がないと認められる場所**へ計画してください。

注意点

- 歩道のない車両出入口についても、乗入れ施設設置基準（神戸市建設局）に準じて計画してください。
- 乗入れる自動車の回転場は、敷地内に設けてください。
- 隅切り部は車両の乗入れができない構造としてください。
- 串刺し駐車場とならないように計画してください。

そのほか必要となる技術基準については「[神戸市開発事業の方法及び基準に関する条例](#)」**技術基準**などをご参照ください。